

別表

(1) 当署扱いの猫の保護について（令和〇年〇月〇日、〇〇警察署会計課作成のもの）

非開示部分	根拠規定	非開示理由
警察職員の氏名、生年月日及び年齢	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
	東京都情報公開条例第7条第4号	公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
「3 飼い主」の非開示とした部分	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
「4 取扱状況」(13)、(14) 及び (16) のうち庁務事務に関する情報が記載された部分（警察職員の氏名を除く。）	東京都情報公開条例第7条第6号	庁務事務は、関係者等との信頼関係に基づいており、その連絡内容等が公になると、今後の当庁における庁務事務の円滑な運用ができなくなるなど、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
「4 取扱状況」(14) 及び (15) の非開示とした部分（庁務事務に関する情報が記載された部分を除く。）	東京都情報公開条例第7条第4号	公にすることにより、捜査の内容、手法等が明らかになるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
<ul style="list-style-type: none"> ・「4 取扱状況」(8) 及び (17) の非開示とした部分（警察職員の氏名を除く。） ・「3 今後の対応」の非開示とした部分 	東京都情報公開条例第7条第3号	公にすることにより、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報を明らかにする結果となり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
<ul style="list-style-type: none"> ・「1 保護の状況」の非開示とした部分 ・「4 取扱状況」(1)、(2)、(3) 及び (7) の非開示とした部分（警察職員の氏名を除く。） 	東京都情報公開条例第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

	<p>東京都情報公開条例 第7条第6号</p>	<p>110番通報及びその処理は、通報者等の秘密を守るという信頼関係に基づいており、その内容等が公になると、今後の当庁における通信指令業務及び110番処理事務の円滑な運用ができなくなるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>「4 取扱状況」(11)、(12)、(18)、(20)、(21) 及び (22) の非開示とした部分(警察職員の氏名を除く。)</p>	<p>東京都情報公開条例 第7条第6号</p>	<p>関係者等からの聴取内容等に係る情報であって、公にすることにより、広聴等の処理に係る事実調査の記載が形骸化し、正確な事実の把握が困難になるなど、今後の広聴等処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「4 取扱状況」(11) の1行目10文字目から3行目5文字目 ・「4 取扱状況」(12) 1行目12文字目から2行目13文字目及び5行目10文字目から6行目34文字目 ・「4 取扱状況」(18) 1行目13文字目から2行目23文字目 ・「4 取扱状況」(20) 1行目6文字目から2行目13文字目 ・「4 取扱状況」(21) 1行目20文字目から3行目8文字目 ・「4 取扱状況」(22) 1行目19文字目から29文字目、2行目26文字目から4行目3文字目及び4行目14文字目から5行目29文字目 	<p>東京都情報公開条例 第7条第2号</p>	<p>個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>

(2) 動物の保護 (令和〇年〇月〇日受付、〇〇警察署のもの)

非開示部分	根拠規定	非開示理由
警察職員の氏名	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
上記以外の非開示とした部分	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(3) 「〇〇警察署からのお願い 写真のネコを探しています」 (〇〇警察署会計課作成のもの)

非開示部分	根拠規定	非開示理由
警察電話の内線番号	東京都情報公開条例 第7条第6号	公にすることにより、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。